

いわき市立小名浜西小学校 「いじめ防止基本方針」

子どもたちが安心して学校生活を送れるように

最終更新 R6.12.9

I いじめ防止基本方針について

いわき市立小名浜西小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念を持って、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

《いじめの防止等の対策に関する基本理念》

いじめは、すべての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子ども一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

II いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みに当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当該の子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦慮を感じているもの」とする。なお起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「子ども子どもの問題行動等子ども指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。 ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。 ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。 ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。 ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。 ⑥ いじめは教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。 ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。 ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。 |
|---|

III 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 子どもたちや学級の実態把握

(1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線でも物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つ方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、子ども指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが

必要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化するものである。

《子どもたちに自信をもたせる言葉》

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったね。感心したよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいね。」

3 命や人権を尊重する豊かな心の育成

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なことである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の子どもの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者 研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

《授業参観等》

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーを招き話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについて保護者に話を聞く。

《学級通信・学年通信》

- いじめへの取り組みについて学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高揚

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもに気づき、些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。

そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけは ①学級担任が発見 ②担任以外の教職員が発見 ③アンケート調査などの取り組み ④本人からの訴え ⑤本人の保護者からの訴え ⑥他の子どもからの情報など、担任による発見や保護者からの訴えにより発見されることが多い。

また、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。高学年になってくると本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。

3 いじめの態様

いじめの態様については、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類と抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
《脅迫、名誉毀損、侮辱》
- イ 仲間はずれ、集団による無視
《刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要》
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 《暴力》
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 《暴力、傷害》
- オ 金品をたかられる 《恐喝》
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
《窃盗、器物破損》
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
《強要、強制わいせつ》
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 《名誉毀損、侮辱》

4 いじめが見えにくくしている要因

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① LINE グループのトークやオンラインゲーム内でのグループチャットなど、客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一人のような形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見ることはできない。家庭で「最近パソコンの前に座らなくなっている」「友達との通話や通信をしたがらない」などの兆候があれば、いじめの可能性のあることをを保護者に理解してもらい、その場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

また、学校には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 日記の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる子どもには日記を書かせたりすることで、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

本校では、教育相談室を設置し、毎週木曜日に心の教室カウンセラーの教育相談を行っている。

(5) 困りごと調べ調査 ～調査は、実施時の配慮が重要である～

学期途中に1回以上の困りごと調べを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。

また、調査はあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

6 相談しやすい環境づくり

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識

し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴え

① 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や心の教室カウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

② 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴え

① いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

② 「よく言ってきたね。」とその勇気あ行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴え

① 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

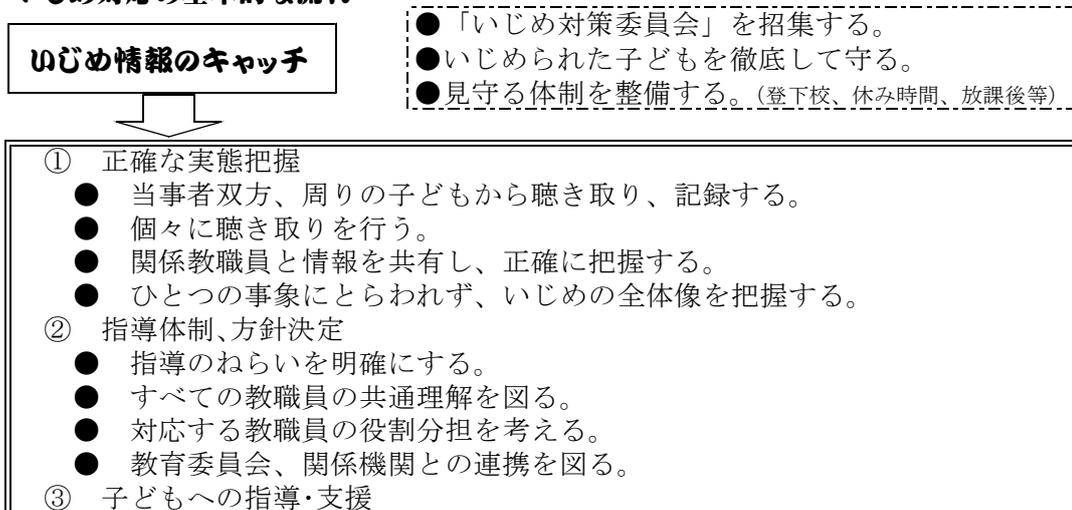
② 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

③ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある

1 いじめ対応の基本的な流れ



- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為」という人権意識をもたせる。
- ④ 保護者との連携
 - 直接会って、具体的な対策を話す。
 - 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ⑤ 今後の対応
 - 継続的に指導や支援を行う。
 - 心の教室カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもの保護

- ① いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。
- ② 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて行う。
- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《把握すべき情報等》

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

注意：子どもの個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

- ① 子どもに対して
 - ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ウ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ② 保護者に対して
 - ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- オ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

《いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉》

- お子さんにも悪いところがあるようです。
- 家庭での甘やかしが問題です。
- クラスにはいじめはありません。
- どこかに相談にいかれてはどうですか。

(2) いじめた子どもに対して

- ① 子どもに対して
 - ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
 - イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ② 保護者に対して
 - ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ウ 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

《平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉》

- いじめられる理由があるのだろう。
- 学校がきちんと指導していれば…。
- ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

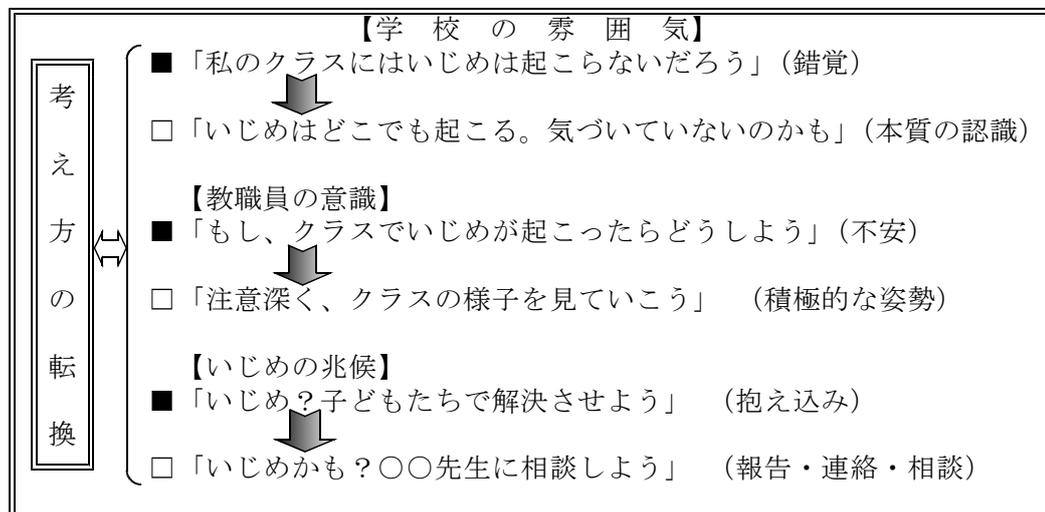
(4) 継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた子ども、いじめた子ども双方に心の教室カウンセラー等や関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日

常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。(P D C A)

4 迅速に対応するためには

より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どもたちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(1) トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者ととも調査することも必要である。

① ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- LINE やグループチャットでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては心理的ダメージが大きい。

② SNS (限定したサイト) から生じたいじめ

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

③ 動画共有サイトでのいじめ

- ◆一度流出した個人情報、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS・・・「ソーシャルネットワークワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝えたいこと

《未然防止の観点から》

- ① 子どもたちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

《早期発見の観点から》

- ① 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば問いかけ学校へ相談すること。

《情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント》
 インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
 〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ① 書き込みや画像の削除やLINEの対応等、具体的な対方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

《指導のポイント》

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

(2) LINEへの対応

- ① 短い言葉でのやりとりのため、発信者の意図が伝わらず、誤解が生じる可能性があること。
- ② 未読・既読スルー、グループトークなど、内容により「ネットいじめ」の加害者となることがあること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要である。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をほらう必要がある。

VII いじめ問題に取り組む校内体制の整備

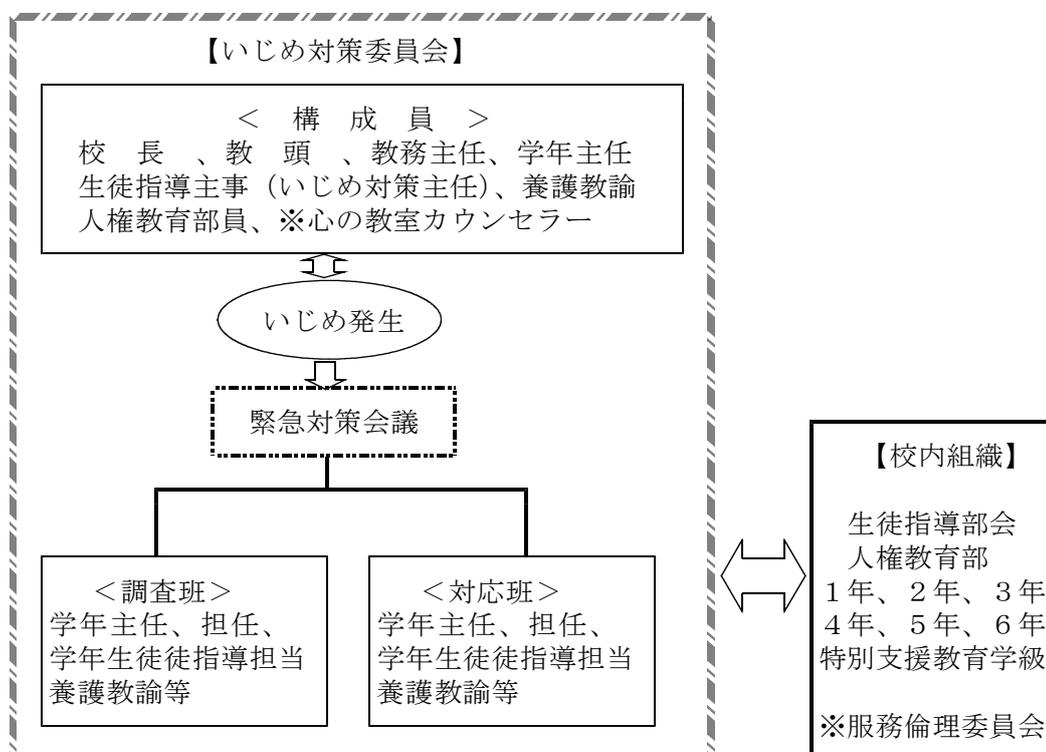
いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行なっている。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切であると考えている。

1 いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事(いじめ対策主任)、人権教育部員、を中心に、養護教諭、心の教室カウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考えている。

《 いじめ対策委員会組織 》



※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

- (1) いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- (2) 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《年間指導計画例》

	職員会議等	防止対策	早期発見	
4月	◎いじめ対策委員会 ・指導方針・指導計画 ○保護者向け啓発	○いじめ実態調査 学級・学年づくり		
5月	○学校評議員との情報交換	人間関係づくり		
6月	事案発生時・緊急対策会議の開催	・行事を通じた人間関係づくり	○困りごと調べ (いじめも含む)	
7月				
8月		学級・学年づくり 人間関係づくり		
9月		◎いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期の計画		
10月		・行事を通じた人間関係づくり	○困りごと調べ (いじめも含む)	
11月	○学校評議員との情報交換		☆教育相談	
12月				
1月				
2月	○学校評議員との情報交換	・行事を通じた人間関係づくり	○困りごと調べ (いじめも含む)	
3月	◎いじめ対策委員会 ・まとめ ・課題検討			

《チェックポイント1 [指導体制]》

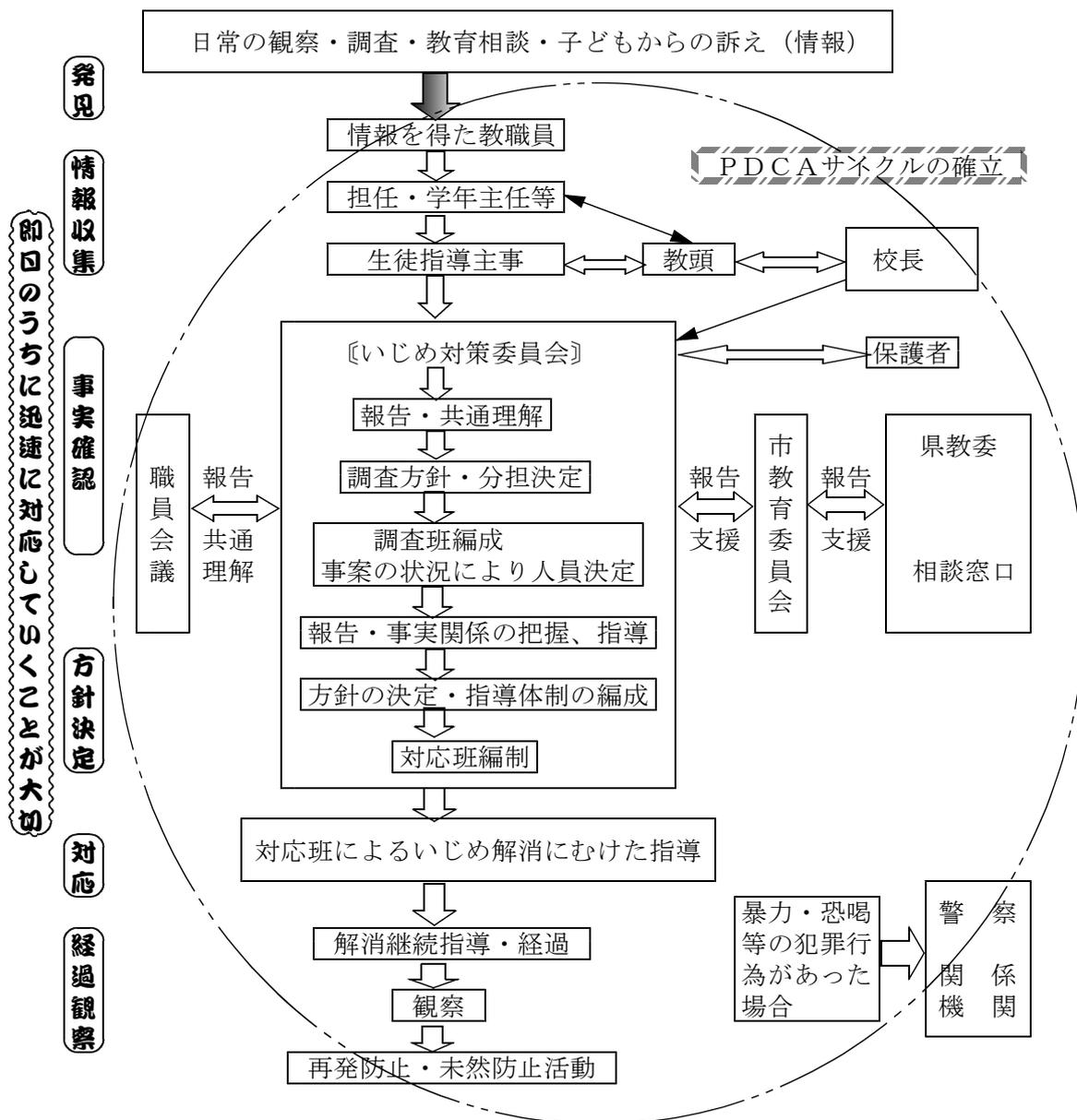
- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応しているか。

VIII いじめが起こった場合の組織的対応（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、子どもをよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

《校長のリーダーシップによる迅速な初期対応》



- ※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》

- 速やかに市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

IX 市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかにへ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転校措置について(学校教育法第11条・13条)

子どもに対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の子どもの心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導主事が連携し出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の子ども子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた子どもの心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた子どもをいじめから守りぬくために、必要があればいじめた子どもに対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し子どもの将来を見据えた指導を行う。

《学校教育法第11条》

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

《学校教育法施行規則第13条》

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は子どもとして本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが必要である。子どもの生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域等その他関係機関との連携

いじめた子どものおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所や保健福祉センター、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

《チェックポイント [関係機関との連携]》

- いじめ問題の解決のため、市教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

X 教職員の研修の充実

本校においては、校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図っている。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのO J Tが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。

カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

〈OJT (On-the-Job Training)〉

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

XI 評価等の実施 ※P D C Aの確立

- 1 教育課程実施反省時に、校内の取り組みについて評価・反省する。
- 2 学校評価において、保護者・学校評議員等にいじめ問題への取り組みについて調査を行い外部評価を行う。

XII 関係法令

- 【教育基本法】
 - ① 教育機会均等 (第4条) ② 学校教育 (第6条2) ③ 家庭教育 (第10条)
- 【学校教育法】
 - ① 第4章 小学校 (第35条)
- 【いじめ防止対策推進法】
 - ① 第1章 総則 (定義) (第2条)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

【いじめが起こりやすい・起こっている集団】

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

【いじめられている子ども】

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

【いじめている子ども】

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは、参考例です。学年や学級、子どもたちの実態に応じて、工夫して活用するようにする。